

浜名湖花博2024開催記念庭園の撤去に関する業務委託仕様書

1 目的

浜名湖花博2024開催記念庭園「汽水園」を撤去し、整地すること。

2 業務期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

3 業務内容

(1) 庭園撤去業務

①業務の履行場所

浜名湖ガーデンパーク敷地内の屋外ステージ横のスペース（位置図のとおり）

②業務の内容

ア 工作物の撤去

・発生材の中で再利用可能な資材については可能な限り買取り、又は無償引取すること。

イ 電気水道工事

- ・庭園まで伸びている電線を撤去すること。
- ・制御盤から庭園内の電線・配管を撤去すること。
- ・散水栓、量水器を撤去し、止水栓を電磁弁の手前でキャップ止めすること。
- ・散水栓、量水器、電磁弁、スプリンクラー、庭園内の配管を撤去すること。

ウ 庭園撤去後の整地、芝生化

・芝生は野芝（100%張り）とすること。

(2) 電気水道料金の支払

- ・庭園撤去業務が完了した翌月に電気水道料を支払うこと。
- ・委託期間中の記念庭園の業務に係る電気・水道料金（管理費含む）について、浜名湖ガーデンパークの指定管理者からの請求に応じて支払うこと。なお、支払い前に請求書を委託者に共有し、委託者が使用量及び請求額を確認した後に支払うこと。
- ・電気・水道料金（管理費含む）の支払いは請求額に基づく実費（振込み手数料含む）での精算とし、支払い経費として、33,000円（税込）を計上しておくこと。

4 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・実施計画書 | 契約締結後15日以内 |
| ・庭園撤去業務完了期日 | 令和8年8月31日（月）まで |
| ・電気水道料金の支払 | 庭園撤去業務完了日の翌月の30日まで |
| ・実績報告書の提出 | 電気水道料金支払後速やかに |

5 その他

- ・受託者は、工事の進捗状況等を正確に把握、管理するとともに、随時、委託者に報告すること。
- ・浜名湖ガーデンパークには、既存の施設や植栽等が多数あることから、撤去に当たっては、指定管理者と随時連絡調整を行うとともに、施設等を損傷しないよう、十分な対策を講じること。また、別紙「浜名湖ガーデンパーク工事施工に関するルール」に従い、施設利用者の安全確保に万全を期すこと。
- ・施設等に損傷を与えた場合には、委託者及び指定管理者に至急連絡するとともに、受託者が責任をもって復旧を行うこと。
- ・浜名湖ガーデンパークでは、本業務の他にも工事や維持管理業務が実施されて

いることから、それぞれの業務が円滑に進むよう、委託者及び指定管理者と調整を図ること。

- ・受託者は、業務の実施に当たり必要な諸法規を遵守するものとする。また、関係官公署への申請・届出等の手続きについては、受託者が行うものとし、その経費は委託料に含める。
- ・受託者は、本業務の作業に当たる受託者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。
- ・受託者の過失により発生した事故等は、一切受託者の負担とする。
- ・受託者は、業務の実施に当たり本実施要領に定める事項について疑義が生じたとき及び本実施要領に定めのない事項について決定すべき事由が生じたときは、速やかに委託者と協議するものとする。

【浜名湖花博2024記念庭園「汽水園」位置図】

屋外ステージ東側 (9m×13.5m=121.5m²)



浜名湖ガーデンパーク工事施工に関するルール

2025/3/17

浜名湖ガーデンパーク 管理センター

◆1 工事施工時の注意事項

1. 作業時間は、開園時間平日 8:30～17:00（4月5月18:00）間を原則とします。
2. 作業開始と終了時、管理センターへ連絡する（電話でも可 053-488-1500）。
開園時間外の作業が必要な場合、事前承認を得てください。

開園時間 8:30～18:00 4月, 5月期間

8:30～17:00 6月～3月期間

◆1 園内車両乗り入れ通行に関する規則

工事車両は開園時間内、原則園内走行しない予定で工程を組んでください。

重い資機材等の運搬の為、止むを得ず車両を使用する場合のみとします。

人が移動するのみの場合、徒歩移動として下さい。

止むを得ず、園内乗り入れる場合、以下の規則に沿ってください。

閉園時間でも来園者がいらっしゃる場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

1. 管理センターに立ち寄り、園内通行許可証授受を行う。
園内通行中に事故を起こした場合は「同意署名欄」への署名者が事故補償等の全責任を負っていただきます。同意の上、園内通行許可証を車内掲出しておく。
閉園時間であっても、園内通行許可証の授受を行う。
工期長期間にわたる場合、開始終了の時期に園内通行許可証の授受を行う。
人が入れ替わる場合、工事責任者が指導管理する事。
2. 先導者を付け、安全に誘導すること。（開園閉園時間に問わず必要）
3. 園内では必ず時速15km以下で走行する。
4. 園内を走行する場合は必ずハザードランプを点滅させる。
5. 自転車利用が必要な場合、事前申請して下さい（一工事につき2台まで）
自転車の前後に「巡視中」掲示掲出してください。